

省営バス新設予算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月二十六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年四月廿八日

省営バス新設予算に関する質問主意書

一、國內にて國營バスを要求する地区が相当あり、文化國家、日本の最も必要な事業と信ずるが、これ等全地区中に政府は観光事業を第一義として着手し第二に教育、生活上の必要バスを着手すべきと信ずるが政府の処見を問う。

二、省営バス線に省營貨物自動車を毎日二、三回出して産業面に貢獻すべきであるが政府の処見を問う。
右質問に対し速かに御答弁を要求する。